

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 4月 1日 ～ 2025年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

2022年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保
業務体制の見直しなど）・実施

目標2：女性労働者の教育訓練の受講状況の割合を30%以上にする。

<対策>

2022年 10月～ 社員のニーズの把握、検討開始

2023年 4月～ 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例紹介
ロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流機会設定等

目標3：年次有給休暇の取得率を60%以上にする。

<対策>

2022年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

2022年 6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる
取得促進のための取組の開始

2022年 10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施